

2019年8月9日

厚生労働省
医政局長 吉田 学 殿



四病院団体協議会
一般社団法人 日本病院会
会 長 相 澤 孝 夫
公益社団法人 全日本病院協会
会 長 猪 口 雄 二
一般社団法人 日本医療法人協会
会 長 加 納 繁 照
公益社団法人 日本精神科病院協会
会 長 山 崎 学

医療法人に係る外部監査の適用基準の見直しについて（要望）

医療法施行規則第33条の2による医療法人に係る外部監査の適用基準については、他の法定監査の基準、例えば、金融商品取引法に基づく法人、私立学校復興助成法に基づく法人、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人、消費生活協同組合等における基準に比べると厳しいものとする。

また、独立行政法人福祉医療機構が公表している「平成29年度社会福祉法人の経営状況について」によると、社会福祉法人のうち87の設置対象法人による会計監査人の報酬額の平均は441万円との調査結果が出ており、医療法人における外部監査に係る費用についてもこれと同等、あるいはそれ以上であると推測される。現状、医療機関の多くが赤字経営、または殆ど利益が出ていない状況下において、公認会計士や監査法人による外部監査に係る費用は非常に大きな負担となっている。

については、医療法人に係る外部監査の適用基準の見直しを要望する。

以上

(参考)

外部監査基準

監査の種類	基準
医療法人の監査	収益70億円以上又は負債50億円以上（社会医療法人は収益10億円以上又は負債20億円以上又は社会医療法人債を発行する法人）
社会福祉法人の監査	収益30億円超又は負債60億円超
公益社団・財団法人の監査	①収益1,000億円以上 ②費用及び損失の合計1,000億円以上 ③負債50億円以上　のいずれかを満たす場合
一般社団・財団法人の監査	負債200億円以上
金融商品取引法に基づく法人の監査	証券取引所に株式を上場している会社
会社法に基づく法人の監査	大会社（資本金が5億円以上又は負債金額が200億円以上）及び指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社
私立学校振興助成法に基づく法人監査	経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人（補助金の額が1,000万円未満で所轄庁の認可を受けた時を除く）